総合評価(特別簡易型)落札者決定基準

評価項目	評価内容	評価基準	配点
<u>企</u> 業	次の(1-1)、(1-2)のいずれかを選択できるものとする。		
(の施工能力等(2点)	(1-1) 過去 5 か年度の和歌山市発注工事の 工事成績評定の平均点(同業種)	75点以上	2
		70点以上75点未満 1.0+0.2×(工事成績評定の平均点-70)	1.0~1.9
	(1-2)過去5か年度の和歌山県発注工事の 工事成績評定の平均点(同業種)	75点以上	2
		70点以上75点未満 1.0+0.2× (工事成績評定の平均点-70)	1.0~1.9
地域貢献 (建築一式工事1:5点)	(1) 営業所の所在	主たる営業所の所在が和歌山市内	0. 5
	(2)市内業者の活用	市内業者への予定一次下請比率が80%以上又は すべて自社施工	0. 5
	(3) 市内建設資材及び市内調達資材の使用	市産品3品目以上使用予定かつ市内業者からの予定材料調達割合が80%以上	0. 5
	(4) 災害協定締結事業者 【土木一式工事のみ適用】	和歌山市と災害時応急対策業務協定を締結した単体、団体 事業者又は大規模災害時応急対策業務協定を締結した団体 の会員	0. 5
配置予定技術者の施工能力等(2点)	次の(1-1)、(1-2)のいずれかを選択できるものとする。		
	(1-1)過去5か年度の配置技術者としての 和歌山市発注工事の工事成績評定の 平均点(同業種)	75点以上	1
		70点以上75点未満 0.5+0.1× (工事成績評定の平均点-70)	0. 50~0. 95
	(1-2)過去5か年度の配置技術者としての 和歌山県発注工事の工事成績評定の 平均点(同業種)	75点以上	1
		70点以上75点未満 0.5+0.1×(工事成績評定の平均点-70)	0. 50~0. 95
	(2)配置予定技術者の保有する資格	土木工事:該当する資格の保有期間が5年以上又は 技術士 建築工事:該当する資格の保有期間が5年以上又は 一級建築士	0. 5
		該当する資格の保有期間が5年未満	0. 25
	(3)継続教育(CPD)の取組状況	当該工事の主任 (監理) 技術者と成り得る資格に関する建 設系継続教育の証明あり (各団体推奨単位以上の取得)	0. 5
		建設系継続教育の証明あり (各団体推奨単位以上の取得)	0. 25
合計【土木一式工事の場合】			6
合計【建築一式工事の場合】 5.			5. 5
標準点	100点		- 8
加算最高点	6点 又は 5.5点	評価値 (技術評価点/入札価格) × 小数点第4位までとする(小数点第5位を	O ~ 注五入)
技術評価点	標準点+加算点	計(2)(2)の項目は様式昌同じら粉しする)」 久加質らに山姿と	